

令和6年度第9回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和6年12月3日(火)

午前9時30分から

岡崎市役所 福祉会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第50号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第51号 特定農地貸付の承認申請書について

議案第52号 農地の転用の許可の申請について

議案第53号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第54号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第55号 非農地通知交付申請について

議案第56号 農用地利用集積計画について

議案第57号 農用地利用集積等促進計画案について

(2) 報告

報告第38号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第39号 現況証明願について

報告第40号 農地の転用のための届出の受理について

報告第41号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第42号 買受適格証明願について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江

5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、8番 太田 政俊

9番 神谷 六雄、10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉

13番 加藤 健一、14番 内藤 成一郎、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志

17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身

24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志

28番 太田 昌宏、29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則

32番 畔柳 則宏、33番 新家 和義、34番 新實 文夫、36番 鈴木 安光

37番 山口 和雄、38番 山内 隆一

4 欠席委員

35番 阿部田 光春

5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主事
- (2) 農務課 農畜産係係長、主査

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は 35 番の阿部田 光春委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者 2 名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは 17 番の片岡 幸雄委員と 18 番の近藤 靖一委員をお願いいたします。それでは議事にしがいまして、議案第 50 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 8 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

太田(智) 委員：申請番号 34 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 28 日。本案件は、これまで農地法の手続きをとらずに譲渡人の所有地と交換して耕作していたが、今回是正し適正に耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 35 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 28 日。本案件は、これまで農地法の手続きをとらずに譲渡人の所有地と交換して耕作していたが、今回是正し適正に耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

保田 委員：申請番号 36 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 29 日。本案件は、譲渡人が相続により取得したが、実際に耕作を行っているのは譲受人であり、今後のことも考え贈与を受け、耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤(健) 委員：申請番号 37 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 28 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

内藤 委員：申請番号 38 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 28 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田(享) 委員：申請番号 39 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 26 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤(良) 委員：申請番号 40 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 23 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山口 委員：申請番号 41 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 28 日。本案件は、申請地の近くの空き家を取得することになり、移住に合わせて申請地を譲り受け農業に励んでいきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 51 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(特定農地貸付の承認申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：申請番号 2 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 28 日。承認申請者の氏名は別紙議案書記載のとおりです。本申請地は市街化調整区域内の農地となっております。位置や面積等は特に問題ありません。募集方法においても特に問題ありません。申請地の一部

は耕作されておらず、草刈管理のみとなっていた農地であるため、市民農園として今後耕作され、管理されていくことは良いことだと考えます。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見は承認といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、承認するものとします。次に、議案第 52 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 2 件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

内藤 委員：申請番号 9 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 28 日。現在農家住宅で生活しているが、申請地を農業用倉庫及び大型農機具等の進入路として利用しており、農地法の制限を知らず転用していたため、始末書を添付し是正をするものです。現場を確認した結果、特に問題になるような項目は無く、調査員総合意見として可といたします。

羽根田 委員：申請番号 10 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 27 日。現在利用している農業用倉庫、農業用車両の駐車場及び作業場が、市道の拡幅により収用されることに伴い、申請地を農業用倉庫、農業用車両の駐車場及び作業場として転用したいというものです。現場を確認した結果、特に問題になるような項目は無く、調査員総合意見として可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 53 号を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って9件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

木俣 委員：申請番号 76 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 24 日。本案件は、市発注の下水道管工事を請け負ったが、工事で使用する資材置場や工事車両の駐車場が不足するため、申請地を資材置場及び駐車場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 77 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 24 日。本案件は、現在冷菓、乳製品等の卸、販売やカフェの経営等を行っているが、カフェの来客の増加に伴い従業員駐車場及び資材置場が不足したため、申請地を駐車場兼資材置場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(智) 委員：申請番号 78 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 27 日。本案件は、現在賃貸住宅に家族 3 人で暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 79 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 27 日。本案件は、現在妻と子供と賃貸住宅で暮らしているが、家財道具が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

神谷 委員：申請番号 80 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 25 日。本案件は、現在賃貸住宅で妻と 2 人で暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤(健) 委員：申請番号 81 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 28 日。本案件は、現在、自宅兼事務所で電気工事業を営んでいるが、事業拡大に伴い従業員及び社用車の駐車場が必要となったため、申請地を駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。

ん。よって、調査員総合意見としては可といたします。

内藤 委員：申請番号 82 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 28 日。本案件は、現在、土木工事業を営んでいるが、これまで借りていた資材置場の土地所有者より退去の申し出があったため、申請地を資材置場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

中根 委員：申請番号 83 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 25 日。本案件は、自社受注の残土処分先を探していたところ、高低差があり一部が湿田化している申請地で地権者との利害が一致したため、一時転用し残土処分を行いたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山口 委員：申請番号 84 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 28 日。本案件は、太陽光発電事業を営んでいるが、順調に収益を上げており、さらに事業を拡大するため、申請地に太陽光発電施設を設置したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 54 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

成田 委員：申請番号 3 番 調査年月日は令和 6 年 11 月 30 日。本案件は、申出事由の生じた方が、病気をされ体調不良により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できま

した。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

保田 委員：申請番号4番 調査年月日は令和6年11月29日。本案件は、申出事由の生じた方が、死亡により農業に従事することができなくなったことによるものです。対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第55号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地通知交付申請について、議案書に沿って2件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、申請番号9番においては、山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議いたしますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見をお願いいたします。

山内 委員：申請番号10番 調査年月日は令和6年11月24日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し、通知するものとします。次に申請番号9番の報告及び審議とするため、山内委員には一度退出していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号9番について、調査担当委員の意見ををお願いします。

中根 委員：申請番号9番 調査年月日は令和6年11月27日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し、通知するものといたします。それでは、山内委員には入室していただきます。次に、議案第56号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものといたします。次に、議案第57号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画案について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	10 件
現況証明願について	3 件
農地の転用のための届出の受理について	2 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	14 件
買受適格証明願について	1 件

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 30 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員 (17 番)

岡崎市農業委員会委員 (18 番)